４月１日から各種料金等が変わります

第７次行財政改革の取組である利用者負担の適正化を図るため、４月１日から以下の料金等について見直しを行います。

見直し後の利用料金等については、各担当窓口へお問い合わせください。

問政策推進課（☎983-1014）

☆生涯学習センター内の複写機およびポスタープリンター使用料（１枚あたり）

設備名等	現行	改定後	窓口
複写機			生涯学習センター
モノクロ	10円	10円	
カラー			
Ａ４判まで	50円	50円	
Ａ４判を超え、Ａ３判まで	100円		
ポスタープリンター			
Ａ４判からＡ１判に拡大する場合　１枚（1.0m）	100円	300円	
A4判からＡ0判に拡大する場合　１枚（1.5m）	300円	500円	

☆督促手数料（１通あたり）

対象	現行	改定後	窓口
市税、国民健康保険料	50円	100円	税務課
行政財産の使用料			総務課
道路占用料			道路河川課
介護保険料			高齢介護課
後期高齢者医療保険料			国保医療課

☆公文書の写し等の交付手数料
（カラーＡ３判以下１枚あたり）

対象	現行	改定後	窓口
情報公開、個人情報保護	80円	50円	市民協働推進課
行政不服審査	20円		財政課
固定資産評価審査			固定資産評価審査委員会

☆施設利用に係る高齢者減免

施設名	現行	改正後	窓口
有都福祉交流センター	60歳以上	65歳以上	福祉総務課
小学校および中学校の施設			社会教育課
生涯学習センター、公民館・コミュニティセンター			生涯学習センター

固定資産の価格等の縦覧ができます

土地または家屋の固定資産税の納税者の皆さんは、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地または家屋について、土地課税台帳等や家屋課税台帳等に登録された価格と市内の他の土地または家屋の価格との比較ができるよう縦覧帳簿を見ることができます。

▽縦覧期間　４月１日（水）～５月29日（金）（土・日・祝日除く）

▽時間　午前９時～午後４時

※納税者は所有される固定資産に応じた縦覧帳簿を無料で縦覧できます。

▽縦覧場所　税務課資産税係（市役所１階）

▽縦覧に必要なもの　印かんおよび納税通知書（ない場合は、運転免許証・健康保険証等、本人確認できる書類）

なお、縦覧期間中は無料でご自身の名寄帳の交付が受けられます。時間、場所、無料交付に必要なものは、縦覧と同じです（縦覧期間以外の名寄帳の交付については、１件につき300円の手数料をいただきます）。

問税務課資産税係（☎983・2480）

宇治税務署からのお知らせ

確定申告期限を延長

政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税について、４月16日（木）まで、申告・納付期限を延長することとしました。

これに伴い、申告所得税および個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている人の振替日についても、延長することとしております（振替日については確定後お知らせさせていただきます）。

申告・納付期限

	延長前	延長後
申告所得税	3月16日（月）	4月16日（木）
贈与税		
個人事業者の消費税	3月31日（火）	

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するＩＤ・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（ｅ－Ｔａｘ）していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、ｅ－Ｔａｘで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利ですので、ぜひご利用ください。

また、令和元年分の還付申告については、５年間申告することが可能であり、令和６年12月31日まで申告することが可能です。

（還付申告の例）給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる人　等

八幡市では、３月16日（月）までの住民税（市民税・府民税）申告の受付について、申告期限を４月16日（木）まで延長することといたしました。

※文化センターでの所得税等の確定申告は、申告相談会場の確保等が困難なことから、３月16日で終了しました。お手数ですが宇治税務署の確定申告会場で申告相談をしていただきますようお願いいたします。

※３月17日以降に住民税（市民税・府民税）申告書や所得税等確定申告書を提出された場合は、住民税（市民税・府民税）の課税が、第１期（６月末納期限）に間に合わない場合がありますのでご了承ください。

この場合、第２期からの課税または税額変更等を行い、該当される人に対して、納税通知書等により、お知らせいたします。

問宇治税務署（☎0774－44－4141）、税務課市民税係（☎983-1113、983-2164）

犬の登録・狂犬病予防注射

狂犬病は、狂犬病ウイルスによる人と動物の共通感染症で、発病すると人や動物が100％死にいたる恐ろしい病気です。

犬の所有者には、犬の登録（生涯１回）と狂犬病予防注射（毎年１回）を受けさせることが法律で義務付けられています。

狂犬病予防集合注射を、表1のとおり行います。なお、犬の所有者には４月上旬に案内ハガキ（黄色）を送付します。

▽対象　生後91日以上の犬。犬の健康状態が悪いときなどは、獣医師にご相談ください。

▽費用　3250円（予防注射済票交付手数料550円含む）

▽申し込み　案内ハガキの問診票に記入のうえ、必ず持参してください。未登録の犬は、所有者の住所・氏名、犬の名前・種類・生年月日・毛色などを記載したものを持参し、登録手続きをしてください（登録手数料３千円）。

※会場へは、犬をコントロール（抑制）できる人がお越しください。なお、集合注射の期間内に受けられないときは、動物病院へ案内ハガキを持参し、登録番号等を提示のうえ、狂犬病予防注射を受けてください（表2参考）（ただし、注射料金が異なる場合があります）。

なお、予防注射済票の交付を受けられない動物病院の場合は、獣医師からの狂犬病予防注射済証を持参し、環境保全課で手続きしてください（注射済票交付手数料550円）。

1 狂犬病予防集合注射日程

実施日	場所	時間
４月22日（水）	西戸津バス回転所	午前９時30分～10時10分
	山柴公民館	午前10時30分～11時
	上区集荷場	午後１時30分～１時45分
	市民体育館東側駐輪場	午後２時～２時30分
	内里南集荷場	午後２時45分～３時５分
４月23日（木）	欽明台中央集会所	午前９時30分～10時
	美濃山コミュニティセンター	午前10時10分～10時40分
	美濃山幸水集会所	午後１時30分～２時10分
	美濃山グリーンタウン集会所	午後２時25分～３時５分
４月24日（金）	市役所西側駐車場	午前９時30分～11時
	長町南集会所	午後１時30分～１時45分
	橋本公民館	午後２時10分～３時

2 予防注射済票の交付を受けられる市内の動物病院

病院名	住所	電話番号
男山動物病院	男山泉13－21	982-7487
赤井動物病院	橋本向山１－４	972-2500
ベル動物病院	男山長沢14－３	982-8192
ふじもり動物総合病院	美濃山宮ノ背56－２	972-3234

■犬の飼い主のみなさんへ

- 犬を飼ったら必ず登録し、鑑札の交付を受けてください。
- 犬の譲渡や死亡など、犬の登録状況に変更がある時は、環境保全課までご連絡ください。
- 転入したときは、以前の鑑札を持参し、環境保全課で犬の転入手続きを行ってください。
- 鑑札と予防注射済票は首輪に装着しましょう。迷子札にもなります。
- 犬の散歩時は、首輪や引き綱を必ずつけ、フンの後始末ができる用具等を携帯してください。
- 犬の放し飼いはやめましょう。フンは必ず持ち帰りましょう。
- 動物の飼い主には、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があります。最後まで責任をもって飼いましょう。

犬・猫の避妊・去勢手術費用を助成

犬・猫の繁殖を抑制し、野犬や捨て猫の発生や殺処分数を減少させることを目的に、犬・猫の避妊・去勢手術費用の一部を助成します。

▽対象　市に住民登録のある人が、市内で飼っている犬や猫（保護した猫を含む）※営利目的の場合を除く。

▽条件　㋐犬は、登録し当該年度に狂犬病予防注射を受けていること㋑猫は、市内の動物病院など（詳しくはお問い合わせください）で避妊・去勢手術をした場合

▽助成額

■犬　１頭５千円（先着40頭）

■猫　１匹５千円（先着200匹）

▽手続き　環境保全課（市役所２階）または市内の動物病院にある交付申請書に必要事項を記入のうえ、次の①～④を持参し、手術後６カ月以内に環境保全課へ。

①獣医師の手術実施証明（交付申請書に証明）

②申請者の住所が分かるもの（運転免許証など）

③申請者の振込先の口座番号が分かるもの

④犬は当該年度の狂犬病予防注射済票、猫は手術前の全身写真（交付申請書の裏面に貼付）

問環境保全課（☎983-2798）